

ら、このような不適切な事実は、住民の方々が知ることにより、民主制の過程にて正していくことはできるものと信じております。

**本件審査請求は、審査請求者と審査委員が8名中6名までが同一人物です。私を非難し措置を求める者とそれを審査する者がほぼ同じ人物ということになります。これだけでも不公正・不公平な手続きと言われても仕方ありません。**

本件の審査請求人の議会議員は（敬称略）

若園ひで子（委員長（本年4月28日辞表提出 退任））  
加藤宏明（副委員長（本年4月28日辞表提出 退任））  
水川淳（副議長（本年4月28日辞表提出 退任））  
石橋直季（審査請求者代表）  
箕浦克巳（議会議長（本年4月28日辞表提出 退任））  
加藤達雄  
近藤鑛治  
星野靖江

一方で、政治倫理審査会の委員は（敬称略）

若園ひで子（委員長（本年4月28日辞表提出 退任））  
加藤宏明（副委員長（本年4月28日辞表提出 退任））  
水川淳（副議長（本年4月28日辞表提出 退任））  
石橋直季（審査請求者代表）  
箕浦克巳（議会議長（本年4月28日辞表提出 退任））  
加藤達雄  
加藤啓二  
新家光江

です。

上記のうち太字とした議員6名は、審査の請求者でもあり、審査をする者でもあるのです。言い換えれば、審査会の過半数を優に超える人数の者が、審査請求者なのです。裁判なら原告と裁判官と同一ということです。

かかる手続きは上述のとおり規程11条違反であり、近代法の大原則にも反するものであることは前に述べましたとおりです。

近代国家・先進国でこのような手続きを許している国も機関もありません。なお、政治倫理審査会の全委員は、本年4月28日をもって全委員が辞表提出により退任となっています。